

第93回 京都市消費生活審議会 会議録

- 1 日時 平成20年8月19日(火)午後2時～午後4時30分
- 2 場所 京都市 市民総合相談課(市民生活センター)研修室
- 3 出席者 消費生活審議会委員17名(五十音順)
井戸洋委員, 伊藤義浩委員, 大谷貴美子委員^{*2}, 尾上妙子委員,
狩野佳代子委員, 北村純子委員, 小林智子委員, 高田艶子委員,
西松章子委員, 野村秀和委員^{*1}, 早瀬善男委員, 佛円清委員,
松岡久和委員^{*3}, 三宅宏美委員, 山本克己委員, 若杉陽美委員,
若林靖永委員
*1 消費生活審議会会長 *2 表示・包装適正化部会長 *3 消費者苦情処理部会長

京都市

文化市民局長 山岸吉和, 市民生活部長 鶴谷隆
市民総合相談課長 山本滋生, 同課消費生活係長 横道友香子 ほか

(関係局)

環境局 循環企画課課長補佐 上田秀樹
保健福祉局 ころの健康増進センター相談援助課長 南辻麗子
保健福祉局 保健医療課長 石田信幸
都市計画局 建築指導課建築防災担当課長 初井太計司
教育委員会 家庭地域教育支援課長 上田廣久

- 4 議題 別紙次第のとおり
- 5 概要

京都市文化市民局長挨拶

京都市消費生活審議会会長挨拶

新委員紹介

尾上妙子委員(おのえ たえこ, 京都市地域女性連合会常任幹事)を紹介

議事

(1) 京都市消費生活基本計画の推進状況について

(事務局から, 資料1～7について説明)

関係局は平成19・20年度重点取組項目担当の中から出席

【質疑】

野村会長 2年前にこの基本計画が策定され, 公表され, それに基づいて, いろいろと具体的な取組が, 今, 報告されたように重点的に行われており, 事前に配布されている資料によって, すべての項目について, どういう取組が行われているかは, お目通しをいただいているものと考えます。しかし, 2年前と言うと, この審議会の前のメンバーで, そこでいろいろ意見が出され, 確定されたものであるのです, 新しく御覧になる委員もおいでになるのかと思うし, 18年度に活字になって「出来た」と思った後は, 忘れてし

まうくらい、あまりにもいろんな項目が多くある。

皆様それぞれ委員ごとに、御関心がある、ないしは、消費者運動としてお取組になっているような関わりのある問題などが、かなり有ろうかと思うので、最初に、報告に従って、もう少し深めたい、聴いておきたいことがあればお出しいただき、その後は、基本計画の項目に関わらず、今の関心事でお聴きになりたいこと、発言したいことがあるかと思しますので、2段に分けて進行させていただく。

最初に、報告について、御議論、御質問をお願いします。

井戸委員 詳細な報告で、よく分かるが、結局、あれがあった、これをやったとあるだけで、数字が出てくることになる。仕方がない面があると思うが、要するに肝心なのは、市のほうもお分かりのように中身であり、効果がどう及んでいるか、効果を上げているかどうかということだと思う。数字は勿論このように出していただき、内容も書いていただくのも結構だが、正直な自己評価というものを、どこかに出していただきたい。正直な中身の自己評価というか、「これをこれこれできたのが成果であった、これこれの問題があって、これが反省材料だ」とかというようなことを、すべてには書けないと思うが、市でも問題とされているとか、気になっているようなところでは、挙げていただくと分かりやすかった。

現在、住んでいるマンションの管理組合の役員をやっていて大規模修繕をやっている。マンションの外装を塗り替えたり、小さなマンションだがかなりお金が掛かる。マンションの大規模修繕アドバイザーの派遣が19年度事業に載っており、実は、これを利用してもらった。画期的な制度で趣旨は非常にいいし、素人ばかりの中で、専門家が来てくれて手続き、修繕方法の話し合いの仕方など、具体的な指摘をしてくれて、非常に役立ち、感謝している。しかし、一番肝心なのは工事が始まって、工事をしてくれる会社が手を抜いていないか、ちゃんとした適正な材料を使っているかどうか、その点が非常に問題だ。安く上げようと、いい加減にしていけないかなど気になる。その点を見分けるための、工事の中身、工事管理についてもアドバイスしていただけたらと思う。そこまでは今はできないことになっていると思う。マンションの大規模修繕では工事管理が非常に大切で、いわゆるコンサルタント契約を通常、専門家に何十万とかのかなりの金額を払って、コンサル契約する。もし市のほうで、コンサル契約を安くしてくれる、助成してくれるとすれば、マンション住民にとっては非常に有り難い制度になるので、そこまで踏み込んで考えてくれたらと思う。

町家の耐震診断士の養成、派遣について、これは、非常に大切な仕事である。もし、花折層が動いて地震が起きれば、京都の街はほとんど全部潰れて、ひどい被害が生じる。専門家の方はみなそう思っているだろうし、町家は今3万軒以上あるのかよく知らないが、200件くらいの診断士の派遣実績、素朴な疑問として、これは桁が違いすぎるのではないかと。本当なら一軒一軒、市が歩いてやるべきだと思うが、もっと派遣があっただけいいのではと思う。地震はいつあるか分からないし、地震の時代に入っているようなので、ぜひやっていただきたい。

最初に言った、気になる部分の自己評価をしていただきたい点、こういうところを挙げていったらどうか。

野村会長 全部答えられるかどうか分かりませんが、山本課長からまず一言を。

山本課長 ここでは時間の関係で平面的な報告になりがちではあるが、それぞれの事業項目については、皆様方に報告すべき課題とかを取り上げるように心がけて参りたい。

初井課長 分譲マンションの一般的な工事管理のアドバイスはお答えできる部分はあると思うが、個別案件に対する詳しい助言という部分については、そういうチェックをされる専門の建築士、コンサルタントに別途頼んでいただく必要があると思う。

井戸委員 コンサルタント契約でもいろいろあり、百万、2百万というところもあるかも知れないし、かなりのお金がかかるので、そのところをもう少し何とかしていただきたい。

また、大規模修繕アドバイザーの派遣が申込みから2週間しないと来てくれないので、もう少し早くならないか。

初井課長 派遣までの期間についての御意見は、担当課に伝達させていただく。

約200件という一般の木造住宅の耐震診断士の派遣の数字を御覧になられているようで、京町家に限れば助成実績は48件である。限られた財政状況の中ですべて直接支援ということには限界がある。極力、派遣件数は増やしたいが、先ほどの御指摘の3万軒、おそらく2万軒以上は市域全域であるかと思うが、それにすべて助成というのは限界がある。

直接支援を行いながら、その直接支援していることが啓発効果もあると思うが、別途、普及啓発をしっかりやる。また、京町家の診断ができるような専門家の養成のための講習会を別途行うことも考えている。直接支援、普及啓発、間接的な条件整備を組み合わせ取り組んでいきたい。御指摘のように、耐震化の促進は難しいが、今後も頑張っ

て取り組まねばならない。

井戸委員 ちなみに震度6強という震度に耐えられる町家はあるのか。

初井課長 道路に対して直角の方向は比較的壁が多いので、そちらの方向は強いと一般的に言われる。道路に並行の方向は、京町家の良さでもあるが開口部が多くて壁が少ないので、補強が必要なものが多いと推測される。

野村会長 井戸委員のところの問題は、個別に具体的にプッシュされれば、いろいろ出てくるようだが、相談事例がまだ少ないことが、逆の意味で感じられる。相談事例がもっと増えてくれば、とても対応しきれないし、予算上の問題がさらに追い討ちを掛けてくるので大変だろう。

自己評価の話は、課長以上が4月に異動しているので、前職の人が残した仕事に自己評価というのは、なかなか難しいことだが、取り敢えず計画がこういう文書になって出ているので、こういうところで皆さんから御意見をいただく形で批判を受けて、さらに足りない部分を強めていくということになると思う。

狩野委員 資料5の8ページ「消費生活に関する様々な情報誌、パンフレット類の発行」、これだけのパンフレットを発行するとなると巨額の資金がいると思うが、それに見合う効果、出したら出したままでなく、どういう効果が得られたか、何か分かるか。

山本課長 お答えするのが非常に難しい質問であり、消費者の啓発・教育が重要だと思い、できるだけ予算確保に努め、必要なものはパンフレットを作ったり、「くらしのみはりたい」など様々な工夫をしたりしているが、効果としてどういうもので計るかということ是非常に難しい。単純には言えないが、相談件数が増えるとか、出前講座の要請が増えるとかの数値で把握していくしかないのかなと思う。この分野では、市民しんぶん等で、いろんな課題を広く知らしめる、問題の所在を知っていただくことが、昨今、特に大事で、できるだけ力を入れていきたいと思うが、こういう効果があったとかは、なかなか答えるのは難しい。

狩野委員 送って来たりされても、みんなが読んでいない気がしない、送られてきたら送られてきただけという気がする。もっと有意義にこのパンフレットを使える方法が何か無いかと、いつも思っているので質問した。

小林委員 生協では今年、1月の餃子の問題では皆様方に大変心配、御不安をお掛けしたことに、この場を借りて、お詫びを申し上げます。

資料7の1ページの衛生公害研究所の延検査項目数の伸びに関しては、残留農薬の検査の強化をしているそうだが、実は、京都生協では、あの後すぐに食中毒の発生があって、南保健所の対応であったが、残留農薬の検査をしていただき、結果的にはそうでは無かったが、すぐに対応いただいた。今年もそのように強化をしていただくことは有り難く思っている。

確認として、資料6で、実施済(完了)ということとは、事業そのものを終結したという意味か。

山本課長 事業そのものを完了しているという意味ではなく、引き続き継続している事業もある。

小林委員 新しくできる消費者庁に対して、私としては非常に期待しているが、なにぶん急速に事態が進んでいて、おそらく形としてはできても、それが実際に動き出すには、いっぱい越えなければならないハードルがたくさんあると思う。そういう意味では、消費者団体である私たちも積極的に意見し、意見は反映させていきたいなと思っている。

京都市の消費生活審議会には、ある意味で消費者庁の形を受けたようにそれぞれの部局の方がきちんと出てきていただいております、消費生活という狭義の消費者被害だけでなく、あらゆる消費生活の政策・方針がどんなふうに進んでいるか、よく分かるので良いと思う。

京都市では、たくさんの事業を頑張っていただいているという感じはある。これだけの事業がなかなか一つずつ終わらないで、どんどん新しいものが増えていく、しかも社会的にもいっぱい問題が出てくる中で、限られた財政、行政の人員の中で、一つ一つ確実に進めることは実に大変なことだと思う。

今回、京都生協、コンシューマーズ京都との共催で消費者のパワーアップセミナーを開催していただくが、消費者の自立支援は、様々なメニューをぜひ蓄積していただきたい。何もかも行政がやるのは大変なので、市が全部お膳立てをして、そこにお客さんとして来ていただくという形の啓発ではなく、婦人会であるとか、老人会であるとか、先ほど資料6の15ページで紹介されていた「キッズタウン in 東山」のような地域の取組であるとか、PTAであるとか、あるいは地域の小さな自治会、マンションの自治会など、地域にいっぱいある力を活用して、もっと豊かになっていけば良い。そういうところが様々な提案される出前の講座、いろんなメニューがあって、その中から「これええなぁ」という形で開いていくことを考えて、そういう場をたくさん作っていただきたい。

野村会長 他にありますか。では、報告に関わらず、第2段階のあらゆる関心事についての御意見、御質問をお受けいたします。

高田委員 コンシューマーズ京都では、資料5の11ページの「消費者力パワーアップのための講座の開設」で、京都生活協同組合、京都市との3者の共催で、計5回の講座を開催するが、こういうことを企画・実施されたことは、消費者団体としては高く評価しており、有り難いと思う。

この間、消費者団体の交流会とか懇談会とかあるが、それは交流どまりで、それぞれの取組を持ち寄って、「こんなことしてます」という話だけで、「連携というのは大事だね」ということはあったけれど、ただ言葉だけで、なかなか先に進まなかった。

今回、パートナーシップという形で、実際にこの企画に実ったというのは非常に有り難い。私たち消費者団体も今までの蓄積のようなものを出せるし、行政のほうの補助もあるし、良いことだと思う。先日、他でこのこととお話しすると、行政と消費者団体が一緒に企画するという事はなかなか珍しいということで、逆に、京都の消費者団体すごいねと言われたが、行政のほうは「柔らか頭」というか、今の時代に合わせて手を出していただいたことを話してきた。やはり地域でいろんな取組があるのをピックアップしながら、実際に実施していったことが大事で、今後もこういう取組をしていただきたい。

もう一つ、先ほど啓発誌の効果について言われ、また報告でも啓発誌の置き場所など工夫していくという話もされているが、やっぱり届けたいところに的確に情報を届けるということが非常に大事だと思う。例えば、私は資料6の11ページの「くらいのみほりたい」をやっており、3月末現在513名とあるので、そのうちの1人かなと思ったりするが、いわゆる最新の消費者情報、京・安心安全情報が月1回くらい送られてくる。すごく分かりやすく具体的で、一般市民にも分かりやすいことが書いてある。私なんかは、個人の情報として持っているのはもったいないなと思いつつ、だけど、これをどなたかに云々という話はなかなかできないなと思う。

例えば、私は地域で自治連合会に関わっているが、自治会館なんかで老人クラブハウス助成金というのが、うちの近くは毎年7万円とか、保健福祉局から出ている。老人クラブハウスではいろんなサークル活動で週に何回か高齢者の方がいらっしゃる。そういうところに「できれば情報提供してください」という形でされたら、一番届けたいところに情報を届けられるのではないかなと思うので、今後、情報を精査いただくときにそういう取組をぜひお願いしたい。

早瀬委員 商店連盟から、環境とごみ減量について、一言申し上げる。これもこのテーマの一つの重要な問題だと思う。商店街で取り組んでいる事例があるので、それを参考に申し上げて、より発展していただければ有り難いと思う。

京都駅の下、近鉄の電車の下にアーケード、近鉄名店街というのがあり、その商店街が取り組んでいる事例である。食べ物屋さん比較的並んでいる商店街だから、まとまりが良いのかもしれないが、いわゆる生ごみ、その生ごみをいわゆるごみ屋さんに渡さずに、1つの機械があり、その機械に入れる、そうすると何時間かすると、それが肥料、堆肥になって出てくる。ごみ減量や、いろんな面で環境に優しいという機械である。しかし欠点があり、値段が高い。残念ながら国産ではなく、ドイツだったかと思うが、これを一つうまく考えて国産にして普及すれば単価が安くなる。特に事業所、消費者の方を含め、市民が取り組んでいただけたらいかがか。現在、1つ2千3百万円くらいする。商店街では、国が6分の3、府が6分の1、市が6分の1、地元6分の1ということで、約4百万弱でこの機械が買える。価格が下がればもっと安くなる。これを、すべての分野の、集まっておられる方も関心をもっていただければ、一つの狭い分野だけでなく、広い解決の方法ができる。環境問題は最たる問題の一つであるので、そういった意味で問題提起させていただく。

消費者の方ももっと関心をもっていただき、もっと安くなれば、先ほどのマンションなどでも買われて、そこに入れようということにすれば、何時間かすれば肥料ができる。ごみ屋さんは要らないとはいかないが、例えば京野菜の所に持っていけば肥料になる、そうするといろんな面で画期的な問題解決の一つだろう。

より一層、6分の1と言わず、もっと補助金を出していただきたい。

野村会長 まだ御意見がいろいろお有りかと思うが、基本計画に関する質疑はこの辺りで終わらせていただきたいと思う。最後にまだ言いたいという方、もう1人ぐらいどうぞ。

若杉委員 4月から市民しんぶんが大変読みやすくなって良かったと思う。

社会保険料など、区役所の職員を名乗る詐欺が最近かなり出てきている。資料7の10ページを見ると、区版には、19年度の段階では南区版に載っている。非常に取りつきが早かったと思う。それを市民生活センターのほうからずっと出していただきたい。

市民しんぶん全市版には多分出ていたと思うが、区版は非常に親しみやすく、区役所の職員が関与しているという話は飛びつきやすいので、こういうことは、もっとどんどん載せてほしい。

山本課長 仰るとおり、市民しんぶんは、全市版も区版も、そこに掲載すると、周知レベルが非常に高く、市民しんぶんの力は絶大だと思う。消費者月間の5月に特集を組んだ時も、やはり相談件数で飛躍的に数字が増えているという事実がある。いろいろ、各区の区版等も含め、消費者問題関連のニュース、情報提供は依頼しているが、区版ですと、それぞれの区に編集権限があり、私どものほうでいろいろ要望しているという状況ですが、これからも引き続き消費者問題関係の記事掲載について依頼を続けたい。

野村会長 それでは基本計画についての質疑は終わらせていただく。関連部局から参加いただいたことにお礼申し上げます。

(2) 包装基準に関する要綱等の見直しについて

野村会長 事務局が準備した商品について、私もモニター研修会でこのような状況は見てきたが、計算上の基準で過大となるということと、それが感覚的にピッタリくるかどうかという点など、いろいろ問題もあるようです。それでは、事務局から説明を。

(事務局から、資料8のうち、現状と検討課題のアウトラインについて説明)

参考資料2の①の詰め合わせ商品を例に、参考資料4で判定の流れを説明。

参考資料5で検討課題のうち個別基準について説明。

【質疑】

野村会長 ここまでの説明について、具体的な質問等ございましたらお願いします。

小林委員 容器包装リサイクル法では、法律上、コストを掛けて、きちんと処理することが決まっております、生協では、一生懸命、例えばトレイなどを減らすという取組もしている。環境という視点で、ゴミを出さないというその1点で見たとき、事業者に対する環境の立場からの指導といったことは、どんなふうにされているのか。いっぱい出てきたものを一つ一つ対応していくことは結構大変なことで、やはり、そういうものを作っているメーカーで、できるだけゴミを減らすという視点でどう商品を送り出していくのかという点にメスを入れるべきだが、この消費生活条例の中でそのことを規制するのはなかなか大変ではないかという印象を持った。

松岡部会長 平成19年度はモニターによる試買は行わなかったそうだが、それまで毎年度行ってきたが、そこに何か問題があって、それを続けていても意味がないということで19年度そういうふうにしたのか、理由は何か。

横道係長 まず、環境の面については、参考資料8を御覧ください。

包装基準では省資源及び廃棄物処理の観点から見て適切な包装であることという規定があるが、過大包装の20%というような具体的な規定を設けておらず、あくまで理念的な規定としている。包装については、過大包装・過剰包装の2つの区分で考えており、過剰包装は、ごみ減量・省資源の観点で環境局が主に取り組んでいる項目に当たる。ごみ減量・省資源の観点では、事業者や市民の方々の協力、運動などで進めていこうという取組方をしているが、一方、過大包装では数値的な規定を設け、啓発と事業者指導の両面から過大包装を追放していこうという取組をしている。省資源・ごみ減量の観点から、文化市民局で、今、何か基準を設けて取り組んでいこうとは考えていない。

モニターの調査について、18年度で終了しているのは、18年度に家庭ごみ有料指定袋制を実施し、翌年度のプラスチック製容器包装の分別収集開始など、家庭ごみに関する市民の関心も非常に高くなっている。過大包装について消費者啓発として、モニターの試買調査を行ってきたが、手続き的な未整備もあり、例年同じような商品が購入され、それ以上進まないところがあり、モニター調査は一旦休止し、要綱等整備のための資料として、職員により商品をピックアップして試買している。

三宅委員 18年度にモニターになったが、探すのがすごく大変で、3、4日くらい百貨店などを回り、やっと見つかったという状況だった。市の職員がモニターの代わりに回することで探す面からの効果はあったか。また、どのような効果の違いがあるのか。

横道係長 昨年度の職員による試買は、包装基準の運用の仕方について検討するための商品として、過大商品と思われる商品を厳選して購入したもので、過大包装・過剰包装の区分がされないまま話が進む傾向など、きちんと整理し、審議会で審議していただきたいと考えている。効果については、次の段階で考えていきたい。

大谷部会長 包装経費が内容品の販売価格の15%以上について、メーカーに問い合わせたら、包装に幾ら掛かっているのか情報はいただけるのか疑問である。

また、商品をどこまで商品と見るか、例えば、あるメーカーのフリカケのようなものが、すごく素敵なお入れ物に入っていて、売る際にはそれが箱に入っている、その入れ物は商品と見なすものなのかということも難しいが。

横道係長 今回は、空間容積率の部分での調査で、包装経費として15%以上掛かっているとされる包装としては、缶ジュースの缶の経費などがあるが、それについて事業者には照会はしていない。空間容積率の部分の整理の後には、経費面についても検討しなければならないと思うが、本日の審議会では空間容積率の見方について意見を頂き、表示・包装適正化部会で経費面についても検討していきたい。

どこまでを商品としてみるかについて、まず、参考資料6は新聞の切り抜きで、写真では、一升瓶が枠の中で宙に浮いているように見える。商品を誤認をする要素はなく、デザイン込みの包装も含め商品と見れば空間容積率は問題にならないが、デザイン性の高い包装ということで空間容積率に関して免除できるかということ、デザインという抽象的な概念で判断することになるので、今の包装基準では適さないということになるが、これも部会で検討していただきたい。

次に玩具菓子では、大人からすれば中身を出せば箱はゴミとして捨てられるべきもので、中身だけで見ると空間容積率が高いので違反となるが、子どもにとっては箱そのもの

のが価値ということも見られるので箱の価値を見るべきか。いろんな中身が入っている場合は、子どもたちは、箱を振ったりして中身をガサガサさせて何が入っているかなと楽しみにしながら買っている場合も見られる。あらかじめ中身の内容が分かる商品では、開けてみないと大きさが分からない場合も有るが、箱に中身の大きさはこれくらいと目安が図示されている商品もあり、そのように表示していればOKなのか、表示する場合はどのように表示すれば適正なのか、そのようなことも検討が必要と考えている。

松岡部会長 現在の包装基準の中で、ただし書きの規定がついているが、先ほどの説明では、いま一つどういう趣旨なのか良く分からない感じである。

読み方によっては、「ア、イ、ウ、エ、オという、言わば外形的基準があって、これに当たるものは、一応、クロないしは灰色である。」ということは言えるけれど、「商品特性であるとか、合理的な理由があって、過大包装もしくは過剰包装に対する規制を及ぼすに至らないものは、もはや過大ではない。過ぎたるものかという過ぎていない、例外を認めるものだ。」と読めなくもない。

そうすると、先ほどのデザインとしての包装が直ちにそうかという検討の余地があるかも知れないが、玩具菓子ほか現在の問題と説明のあった点について、外形的に一定の基準を設けて規律をしないと埒(らち)が明かないということで、まずそれで判定するということは勿論良いが、それで本来の規制目的を超えたような形で規制が起こるとするのは本当は望ましくないわけで、いろんな工夫があてい。

他に、例えば、精密機器等では中身の数倍くらいの箱で売っていて、何でなんだろうと思うくらい大きいですが、あれは緩衝材をいっぱい詰めている、そうしないと精密機器だから壊れるという説明ができて、それが適正なものであれば、全然、過大でも過剰でもないと思うが、その辺り、他の方はどうお考えか。

野村会長 包装基準を作った当時の表示・包装適正化部会長であった私としまして当時のことをいろいろ思い起こすと、包装の役割として、販売促進機能が過大に意識されるようになるのは問題であろうということと、しかし、例えば宝石などの商品を非常に高価な包装容器の中に入れるということは、これは買う側からしてもそういうことを望むという側面もあり、結局、包装の二次使用機能を認める場合の一つの考え方として、中身だけが単独で買えるという事情があれば包装されてその包装が過大包装であっても、本人が、消費者が認めて買っているのだから、それはいいだろう、という議論を何回かやった。それと、まだ当時は高度成長期の名残りがあって、容器の形態を非常に争って、空間容積を測るのがものすごく難しいような容器がいろいろ開発されていた。そういう場合も大変問題があるなということも議論の一つであった。

それから、経費15%というのは、実際には原価公開を求めてもできないので、まず事実上は不可能で、推定するしかなく、この経費15%基準がほとんど実施されたことはないと思う。だから空間容積だけで実施することになるが、中身だけの販売がある場合には、この空間容積率の基準は適用外というような基本的な判断で、部会としては一致していただろうと思う。

当時は、審議会が始まった最初で、単位価格表示基準は割合すんなりいったが、包装基準では大変いろいろあった。業界ごとに回らしてもらって、そこで業界側の委員と消費者側の委員が、審議会が始まって4、5年くらい経って、やっと議論がかみ合うようになってきた、それまではなかなか議論がかみ合わなかったという思いもあった。新しい基準といっても、メーカー側からすれば、消費者のほうの後追いするわけで、先に先に行ってしまう。

一番の問題は、単品の場合はほとんど問題にならないが、詰め合わせの問題、それから、子どもたちを相手にする商品については、包装容器そのもののデザイン、アピールの仕方です売れるか売れないかが決まる、中身は開けてみないと分からない、ほとんど空間ばかりという状況があったために、販売促進機能にあまりに傾斜しすぎであったということで、これは何らかの形で抑えなければならぬという問題が議論としてあった。

昔と今もあまり変わらないと半分思いながらお聞きしているが、メーカー側は、ある程度まで基準が決まっておれば、それに抵触しないように、単品の製品については、即、対応しているが、むしろ中小零細のところは、そうではない事態がいろいろ多く見られ

る。これについては、なかなか難しいということであった。

そういう状況で、新しい今日の時代に応じた適応をどう基準見直しで考えるかというのが、今回の課題である。

大谷部会長によろしく願いますことになるが、事務局のほうで後の説明を続けてください。

(事務局から、予定時間超過のため、今後の継続審議について説明)

本来なら商品群ごとに課題というものも説明したいが、まず視覚的な分かりやすさという点で、食器セットもそうだが、見た目と空間容積率と、どう関係していくのか、お茶セットでは文化的な側面ということで購入しているが、環境への配慮、文化的な側面への配慮という基本理念の面で、どう考えていくか、こういった個別の課題があるが、これについては、表示・包装適正化部会でもう少し詳しく議論いただきたい。ここでのさらに深い議論については、審議会の他の委員の皆さんもいろいろ御意見があろうかと思いますが、表示・包装適正化部会に一任していただきたい。

包装基準そのものの見直しは、事務局では今のところ考えていないが、運用のための要綱、マニュアルをきちんと整備して、新しい要素にきちんと対応できるよう条件整備を進めていきたいと考えており、表示・包装適正化部会で議論いただきたい。

【質疑】

野村会長 具体的には部会で、より議論を細かく深めていただき、そこで出た結論を審議会に戻してもらい、審議会の意見とするというような形になろうかと思えます。

従って、部会へ申し送りをする事前の審議会で皆様全体の御意見を出していただいて、それを部会のほうで参考にして議論を深めていただくことになろうかと思えます。そういう意味で、何か御意見がございましたらお願いします。

松岡部会長 参考資料8との関係で気になる点がある。過大包装と過剰包装の区別をどうするか、分かりにくいところがあるが、いずれにしても、必要以上のものが過大なり、過剰なりになるのだろうが、それぞれ規制の目的が若干違うのではないか。

過大包装は、まさに優良誤認ということが中心で、内容以上の見せかけを与えることによって消費者の適正な商品選択判断を誤らせる、その危険のあるものについて規制をしようとする規制目的があるように思われる。一方、過剰包装は、今、もう一つの観点で問題になっている廃棄物、ごみ、資源の浪費を防止するという規制目的だと思われるが、そうすると2つの規制目的、違う目的があるので、この2つをどうするのか、過大包装ないし過剰包装で繋ぎ合わせるのか、別物なのかということも分かりにくいところがある。

さらに、商品性そのものに対してあまり規制目的を超えるような形での規律を画一的に行うこと自体が、かつては課題だったかも知れないが、現在の目から見ると、ちょっと過剰な規制、逆に規制そのものが過剰という気がするので、その辺りもかなり難しい議論となると思われ、従来の経緯も踏まえて議論いただければと願う次第である。

野村会長 当時の議論の中では、清掃関係の審議会の会長が私のところにお出でになったことがある。当時のごみ問題は、包装容器そればかりでますます大きくなっており、焼却炉は非常に高熱になった状態に耐えられない状況にあったが、対処する方法がなかなか無かった。5、6年経って、技術的に解決し、今はプラスチックなどがあったほうが、より効果的となっているが、お出でになられた際に、消費者保護審議会のほうで包装基準で抑えていただかないと清掃局がパンクするという陳情を受け、驚いたことがある。今はもう完全に逆転して、環境のほうの清掃関係の基準できちんとやっていると、そちらのほうはずっと強い基準になり、消費のほうが、かなりアバウトである。

かなりアバウトではあるが、当時は、子どもをだまかして売りつけるというのは、少

しばかり問題であろうし、おまけのほうに興味があって、おまけのために本体を買うというのも、しばかり行き過ぎているのではないかと、その辺のところを具体的にチェックを掛けられるのは、包装のところでやるしかないかという感じもあった。今は下火になっているが、その傾向が全くなくなっているわけではない。

それと、そういう商品は売れると広域に流布される。京都市内だけで抑えても、他の所では買えるわけであり、それをどうするかということで、少なくとも関西の3都市の間での協調関係は守りたいといったようなことも包装基準ではあった。ただ京都市ではこの基準では若干先行したので、後からついてきた所は、容積率の基準20%をとっているところは、だいたい京都市の20%をそのままあまり検討もせず、鵜呑みにしているようである。

そういう点では他都市の状況もきちんと押さえたうえで、新しい事態にどう対応するかということで、表示・包装適正化部会でもう少し議論を詰めていただく、今回のところはここで結論はまだ出さない、部会での討議を踏まえ、また審議会に戻すということで、まとめておきたいと思いますが、何かございますか。

若林委員 部会でまとめるとの前提で内容を確認したいところがある。先ほども、少し関連した質問があったが、参考資料4の判定の流れが、率直に言うと間違っているように思える。「包装基準の説明」58ページも読みながら、どう理解したらいいのかと考えるのだが、20%以上であるとなった後、次のポイントは「個別基準が有るか無いか」だと思ふ。個別基準が作ってあれば、「個別基準で判断する」だと思ふ。個別基準が無い場合は、ただし書きで判断するわけだから、個別の企業の実情、その説明を聞いて納得すれば、過大包装に当たらないというように終わればいい。

ところが、このスキームだと、過大包装に当たる基準がないので保留だになっている。つまりこれは個別基準の場所が間違っている。その商品群の特性により、やむを得ない事情があると認められるかの前に個別基準の制定が有るか、有ればそれで判断するというスキームが有って、無い場合は、やむを得ない事情を企業等の説明を聴いて個別に判定するというのがあって、個別のただし書き規定が使われるというふうにはやられないと、これだと、個別基準を作らない間は、ただし書きそのものが機能しない、ということは、ただし書き規定が存在しないことになってしまう。

そのこのところの理解は詰めておかないと、部会にもってこられたときに、この枠組みを前提に基準を見直すのか、ただし書きというものが何なのかということについて、もう少し見直しをしていただけたら。

ちょっとこのスキームは後の説明や、実際の柔軟な運用とか、実際、現実にこれまで京都市が個別の企業の説明を聴いて、しゃあないなあとやってきたこととの関係で言っても、この判定の流れは、座りが良くないように思える。ルールのにも違うし、現状もあまり反映していないように思えるという意味で、部会にまわす前に指摘しておく。

野村会長 個別基準を具体的に展開するところまでまだ行っていない状況の中で、しかも、悪質である違反ということではなかったものだから、審議会内部くらいでの公開で、それ以上の市場の公開まで行った例は無かった。だから、ほとんど問題になってなかったという、そういう事情もあったかと思ふ。

それらも含めて現在の時点でどう整備するかということ部会での議論に待ちたいと思いますが、他に何かございますか。

山本委員 過大包装の基準の中で、ア、イは形式基準で、ウ、エ、オは実質基準であるが、それが並列的に並べられているというのが、非常に違和感を感じる所である。

特に、ただし書きがウ、エ、オにもかかっている。不必要に過大であるという判断を下したのに、やむを得ないということは有り得ないので、立法技術的にもア、イにしか、ただし書きが掛からないという形にしないと、ウ、エ、オに掛かると、ウ、エ、オの実質基準が「死に体」になる可能性があるのでは、考え直したほうがいいのかと思う。

基準自体は変えないということで考えているようだが、立法的、技術的にはどうかという気がする。

北村委員 確認したいのが、部会で検討されるのが、どこからかということで、基準の見直しをしないで、運用を変えるということだが、そもそものところで、目的からしっか

り整理できないのでモヤッとした感じがある。

「包装基準の制定の趣旨」のところにも、誤認表示的なもの以外にも、廃棄物の量の増大をもたらす包装の使用を防止するために包装基準を作ったところがあるので、その趣旨からの確認として、何のためにこの基準を作っている、どういう目的のために運用を作っていくかということ整理しないと、そこが曖昧なままだと、**具体的な議論**に入っていけないのかなという印象がある。

野村会長 ややこしいようですが、もっともなところでもあり、要綱の議論から逆に基準の問題に上がっていく可能性は含めて考えなければならないと思う。そういう点を含めて部会での議論でより細かく出していただき、必要であれば、法律関係者の出席もお願いするというような感じも出てくるのではないかなと思うが、もう少し部会での議論を詰めて、そこでの議論がどういうふうになるかということで判断させていただくということで、今回のところは一応まとめさせていただくということで、よろしいございますか。

伊藤委員 この問題それ自体、最初は清掃局から出た問題であり、矛盾がある。ごみを減らすためにできた話であり、底辺の整理をしないといけない。今の時代に応じた包装問題について、今の時代に応じた形で審議を一からすることを前提に部会にふったほうが良いと思う。

これは、清掃局がごみが増えたので、ごみを何とか減らすために何とか基準を設けていこうという話である。清掃局は環境局に変わっているが、今でも環境局と文化市民局に縦割り行政の中で所管局が2つに割れているので、これは過剰包装、いやいや過大包装だなどと、いつもお互いに譲り合いをしてくる話になる。そういう昔の流れを全部取り払って、部会で審議することは、今の時代に合った形の中のこれからの新しい包装という問題について、どうしていったらいいのかということで、今日の我々の審議会の意見を部会の中に返す返さないとかではなく、そこで改めてやって、こっちに返ってきたものは詳細について、もっと議論すべきかなと思う。

事業者としては、過剰包装は消費者が求めていることも確かにある。例えば、かつお節。ぎゅっと詰めれば小さくなるが、空気を入れることによって、かつお節の品位が保たれる。羽毛布団では、空気を抜けば3分の1や5分の1くらいの大きさになる。それを見た消費者に、同じ物ですと言えば、消費者が買ってくれるかという、買ってもらえない。かつお節では、空気をいっぱい入れてポンポンになっている袋が見栄えがよく、それを選んで、進物用に使う。実質に作ったものはあまり売れない。申し訳ないが、消費者の皆さんにも認識を改めてもらうようなことを、審議の中では、どこかで織り込んでもらえることが、私どもとしては重要なことと思う。

最初に問題が清掃局で出たときには、容器を回収したらいいのではないのか、清掃局ではごみを燃やさないでいいのではないのか、実際にフローを作ろうと話をしたことがあるが、当時の清掃局はそれを絶対しなかった。昔の話をする、いろいろギクシャクしたこともあり、出たときからの矛盾があるので、そこには皆さんが指摘されたことは、たくさん出てくるし、行政も一本化していない。

これを踏まえて一から部会で審議して、その後、投げ返ってきたボールがあれば、ここで十分審議させてもらえればどうだろうかと思う。

野村会長 まとめていただきましたので、これで、ここでの議論は終わらせていただきます。

(3) その他

野村会長 最後に、その他の点について、お願いします。

(事務局から、消費者庁の動きに関して、報告)

具体的にどのような形で消費者庁の関連行政が地方に入ってくるのが、情報は入っていない状況を報告。(国の動向等を把握して対応をきちんと図りたい旨、説明。)

(事務局から、物価等に関して、報告)

「洗剤こっそり減量」と題した新聞記事(5月24日付け朝日新聞)を基に、価格転嫁の方法として、内容量の削減による価格据え置きが行われている事例について、実際に当該銘柄の新旧商品を展示し、当該メーカーの対応手法について報告。

物価動向に関する臨時的な調査として、7月末から中京区内の店舗において加工食品16品目に関する価格調査を行い、値動きをホームページに掲載開始したことを報告。

【質疑】

野村会長 特に質問はございませんか。

(委員 発言なし)

野村会長 もう時間もかなり過ぎておりますが、それでは、最後に部長から一言お願いします。

鶴谷部長 本日は、お忙しい中お集まりいただき、大変長時間にわたり熱心な御議論ありがとうございました。

消費生活基本計画に関していただいた意見については、本日の資料と合わせ、19年度の推進状況として公表を進めてまいります。

包装基準については、部会での審議ということをお願いしたいと思いますが、長年手付かずであった部分についても取組を進めてまいりたいと考えているので、今後とも消費生活行政の推進に皆様の御理解・御協力をお願いしたい。本日は長時間ありがとうございました。

(閉会)